

配偶者の方との収入比較をお願いします

組合員とその配偶者が共に働いていて、子どもを扶養している場合、双方の年間収入を比較して、**収入が多い者の被扶養者とする**こととなっています。

扶養替えの手续が遅れると、遡って扶養の認定が取消しとなり、医療費等を返還していただく場合があります。また、配偶者が加入している健康保険組合に対して、どの程度の遡及認定が可能であるかを確認していただく必要がありますので、ご注意ください。

※ 注意点

☑ 次のときは、必ず夫婦の収入比較を行ってください。

- 源泉徴収票が交付されたとき
- 配偶者が自営業等の場合で、確定申告を行ったとき
- 組合員や配偶者の給与改定あるいは任用形態の変更により、収入が変動したとき

※ 共済組合での自営業の必要経費の取扱いは、所得税法上とは異なります。

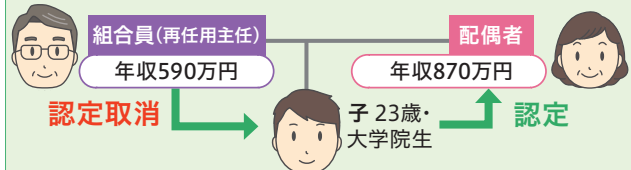
詳細は、所属所の事務担当者へお問い合わせください。

例1 | 扶養手当の支給が行われる子の場合



扶養手当の支給を受けている者の被扶養者として認定します。**扶養手当の異動があったときは**、共済組合の扶養についても速やかに扶養替えの手続きを行ってください。

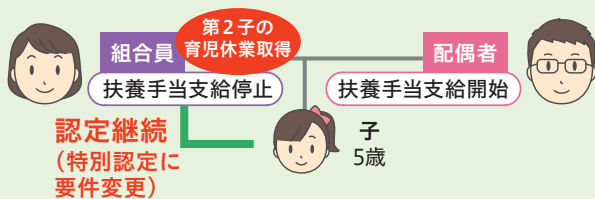
例2 | 扶養手当の支給が行われない子の場合



組合員の収入が多いか、夫婦双方の年間収入が同程度（年収差が収入の多い方の1割以内）であれば認定が可能です。給与改定や任用形態の変更（例：正規職員から再任用職員へ）等に伴い、**配偶者との収入逆転が生じたときは**、速やかに扶養替えの手続きを行ってください。

ただし、夫婦共に組合員で双方とも扶養手当を受給していないときは、収入比較することなく被扶養者申告書を提出した組合員を主たる生計維持者と考えますので、扶養替えの手続きは必要ありません。

例3 | 扶養手当の支給が行われる子の場合 (育児休業期間中の特例)



組合員が**育児休業を取得した場合において**、既に被扶養者となっている子については、育児休業の取得に伴って配偶者との収入逆転が生じ、扶養手当の異動があったとしても、特例的に共済組合の扶養を継続できます。この場合には特別認定への要件変更の手続きを行ってください。（扶養手当の異動に合わせて扶養替えることもできます。）

一方、新たに誕生した子については、原則どおり出生時の実態に応じて認定します。

問合せ先 給付貸付課資格担当 | ☎ 03-5320-6826